

環境対策は、要再チェック

【株式会社 建設環境研究所】

- 環境問題への対応が人類の大きな課題であるという認識が急速に広まり、対応の規範・基準、環境要素に対する評価指針等が、めまぐるしく創設、更改されています。
- このような中、過去に環境アセスの手続きを終了した事業等の具体的推進(工事の実施)に当って、環境対策の不備を指摘される事例が生じています。環境影響評価や対策に適用された規範・基準・指針等が今日的でなくなってしまったからです。
- 確かに、既に手続きを終了している事業について、環境影響の再評価や対策の再検討を行わなくても違法ではありません。しかし、事業者の「環境に対する姿勢」が厳しく問われるようになった今日、過去の基準・規範にもとづく評価や対策だけでこと足れりとしていては、アカウンタビリティを満足させることができなくなっています。
- だからと言って、環境アセスの手続きをすべて今日の規範に則ってやりなおすことを迫られている訳ではありません。既往調査等の成果について、今日的基準に照らして保全対策が必要な環境要素がないかチェックしておくことで、アカウンタビリティに資することができるかと判断されます。もちろんチェック結果によっては、必要な補足調査や補完対策を実施すべきです。
- 現在は環境に関する規範・基準・指針等の創設・更改の頻度が高いため、環境要素のチェックは、工事の具体的推進の直前に行うことが効率的です。

■ 環境に関する規範・基準等の創設・更改状況

- ◆ 公害対策基本法制定 (1967)
- ◆ 環境庁発足 (1971)
- ◆ 環境影響評価の閣議決定 (1984)
- ◆ 環境庁レッドデータブック刊行 (1991)
- ◆ 環境基本法制定 (1993)
- ◆ 建設省：環境政策大綱 (1994)
- ◆ 生物多様性国家戦略 (1995)
- ◆ 環境影響評価法制定 (1997)
- ◆ 各県版レッドデータブック刊行(90年代半ば頃～)
- ◆ 環境庁レッドデータブック改訂 (1998～)
- ◆ 環境省へと改組 (2001)
- ◆ 新・生物多様性国家戦略 (2002)
- ◆ 外来生物法制定 (2004)
- ◆ 環境影響評価法改正 (2005)
- ◆ 景観緑三法全面施行 (2005)

工事の具体化の前に、配慮すべき環境要素について、最新の規範・基準等で再チェック

- ◆ 当該地域には「保全上配慮すべき動植物の重要種」に変更・追加等はありませんか。
- ◆ 実施した環境影響調査の手法や頻度の設定は、今日的にも認められるものですか。
- ◆ 環境影響評価の考え方には、今日的規範・基準に照らしても無理はありませんか。
- ◆ 保全すべき対象について必要な対策を、的確・適正に実施していますか。
- ◆ 実際に施工される技術者の方々に、環境配慮の考え方を伝えてありますか。

環境対策の手続きに少しでも不安を感じられましたら、弊社にご相談ください。

問合せ：(株)建設環境研究所 道路環境部
03-3988-2634
担当：益岡・河野・小園